

# 特定商取引に関する法律・解説（平成28年版）

## 第2章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売

### 第5節 雑則 P.171

#### ※一部抜粋

ロ「その使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるもの」「使用若しくは一部の消費」とは、減耗の有無にかかわらず、要するに「使ったとき」の意味であり、「価額が減少する」とは、その商品としての価値がほとんどなくなるという意味である。政令指定の要件は、このように一度使えば商品価値がほとんどなくなってしまう「おそれがある」ことであるが、その商品の性格から通常の場合このような危険性が生ずると合理的に予見されればよい。具体的には、政令別表第3に8種の商品類型が指定されている（平成20年改正の指定商品制等の廃止に伴い、第8号のいわゆる配置薬を追加。）。

一 動物及び植物の加工品（一般の飲食の用に供されないものに限る。）であつて、人が摂取するもの（医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項の医薬品をいう。以下同じ。）を除く。）

二 不織布及び幅が13センチメートル以上の織物

三 コンドーム及び生理用品

四 防虫剤、殺虫剤、防臭剤及び脱臭剤（医薬品を除く。）

五 化粧品、毛髪用剤及び石けん（医薬品を除く。）、浴用剤、合成洗剤、洗浄剤、つや出し剤、ワックス、靴クリーム並びに歯ブラシ

六 履物

七 壁紙

八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第31条に規定する配置販売業者が配置した医薬品（薬事法の一部を改正する法律附則第10条に規定する既存配置販売業者が配置したものを含む。）